



すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために——  
**「子ども・子育て支援新制度」**  
**平成27年4月スタート!**

平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、来年度から全国で新制度がスタートします。  
上尾市では「(仮称)上尾市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て施設の新制度への移行や、地域の  
子育てサービスの充実を目指していきます。

## 新制度の主な取り組み

- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供します。
- 2 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすく働きやすい社会にします。
- 3 地域のさまざまな子育て支援を一層充実させます。

### 認定こども園

(0～5歳児)

幼稚園と保育所のそれぞれの特長を併せ持ち、将来的に増えていくことが予想される施設です。就労状況に関わりなく入園できます。



### 幼稚園

(3～5歳児)

幼児期の教育を行う施設です。園によって通常の保育時間の前後や夏季・冬季などの休園中の教育活動(預かり保育)も行います。



### 保育所(園)

(0～5歳児)

就労などのため、家庭で保育できない場合に保育を行う施設です。朝から夕方までの保育の他、延長保育も行います。



New

### 地域型保育

(0～2歳児)

少人数の家庭的な環境で子どもを預かります。現在の家庭保育室、事業所内保育施設などが、地域型保育へ移行していくことが想定されます。



小規模保育(6～19人)  
家庭的保育(5人以下)  
事業所内保育(従業員の子どもや地域の子どもの保育)

#### 地域子育て支援拠点(主に0～3歳児)

地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができます。

☆上尾市子育て支援センターなど12カ所(39ページ下段のQRコードを参照)

#### 一時預かり(就学前児童)

急用や短期の就労などの際に、一時的に保育を行います。

#### 病児・病後児保育(小学3年生以下)

病気や病気の回復期の子どもを、病院・保育所などに付設された保育室で預かります。

#### 放課後児童クラブ(小学生)

放課後に小学校などの専用施設で過ごすことができるようにしています。

☆西小なかよし児童クラブ  
☆学童保育所(28カ所)

#### あげおファミリーサポート

保育所(園)、幼稚園や学校などへの送迎、お迎え後の預かりを行います。

#### 利用者支援

子育て家庭のニーズに合わせて、情報の提供や相談・援助などを行います。

### 保育コンシェルジュが相談に応じます!



主に就学前のお子さんの保育に関する相談を受けています。保育所の空き状況や、その他の保育サービスのご案内など、それぞれの家庭に合わせたサービスを紹介していきますので、気軽に相談にお越しください。お待ちしております!

時(日)祝を除く毎日、8:30～17:00

市役所保育課



新制度開始で、利用できる施設の幅が広がります!!



もっと利用しやすく!!  
地域の子育て支援サービス





## 利用の手続き方法

新制度の対象の施設を利用するには、認定を受ける必要があります

1号認定	▶	満3歳以上で、教育を希望する場合	▶	幼稚園・認定こども園
2号認定	▶	満3歳以上で、保育を必要とする場合	▶	保育所(園)・認定こども園
3号認定	▶	満3歳未満で、保育を必要とする場合	▶	保育所(園)・認定こども園・地域型保育

※2号・3号の認定については、保育が必要な時間によってさらに「保育標準時間」認定と「保育短時間」認定に分けられます。  
 ◎幼稚園・家庭保育室については、新制度に移行する園と現行制度のまま継続する園があります。どの園が新制度に移行するのかについては、10月17日(金)から配布する『利用案内』または市ホームページ(『利用案内』の配布時期に合わせて掲載予定)をご覧ください。

### 新制度の対象になる施設を新たに利用(入園・入所)する場合

#### 保育所(園)・認定こども園(保育園部分)・地域型保育

新制度の対象になるため、**認定が必要**です。

- ①市に「保育の必要性」の認定を申請し、同時に施設利用希望の申し込みをする(2号認定)(3号認定)
- ②申請者の希望、保護者・施設の状況などにより市が利用調整を行う
- ③市が申請者に認定証を交付し、利用施設を通知する
- ④保育所の場合は市と、認定こども園・地域型保育の場合は施設と契約する

#### ●平成27年度4月入所(園)の手続きのスケジュール

<b>利用案内の配布</b> 10月17日(金)～	保育課、各支所・出張所、各保育所(園)で配布します。
<b>認定申請・利用申請の受付</b> 11月17日(月)～29日(土)	『利用案内』に入っている認定申請書・利用申請書・その他必要書類(勤務証明書など)を準備し、子どもを同伴の上、保育課へ
<b>認定証の交付・利用施設の決定</b> 2月上旬	保育課で保育の必要性について認定を行い、利用希望と施設の状況に基づいて利用調整(希望者多数の場合は入所選考)を行います。認定証の交付・利用施設の決定のお知らせは、郵送で行います。

#### 認定こども園(幼稚園部分)・新制度に移行する幼稚園

- ①幼稚園などの施設に直接利用を申し込む
- ②施設から入園の内定を受ける
- ③施設を通して利用のための認定を申請する(1号認定)
- ④施設を通して市から認定証の交付を受ける
- ⑤施設と契約する

※申し込みについて詳しくは23ページをご覧ください。

### 新制度の対象になる施設を現在利用(通園・通所)しており、4月以降も継続して利用する場合

#### 保育所(園)に通っている人、新制度に移行する家庭保育室・事業所内保育室を現在利用している人

各施設を通しての手続きになります。継続利用の申請の際に合わせて手続きを行います。

#### 新制度に移行する幼稚園に、現在通っている人

各園を通しての手続きになります(認定が必要)。

#### 現行制度のまま継続する幼稚園に入園を希望する場合

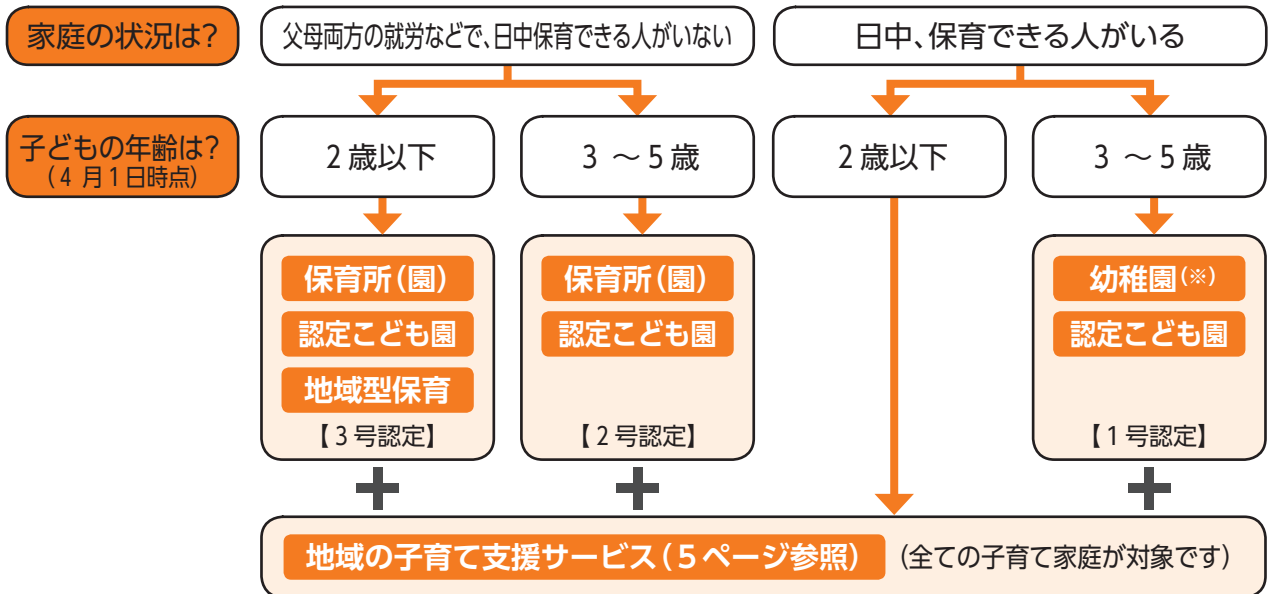
手続きの方法に変更はありません。各施設へ直接申し込みになります。申し込みについて詳しくは、23ページをご覧ください。

#### 現行制度のまま継続する幼稚園に通っている場合

特に手続きの必要はありません。



# どんなサービスが利用できるの？



※幼稚園については、日中保育できる人がいない場合でも「1号認定」を申請し、施設と契約した上で幼稚園の「一時預かり」(入園児対象の預かり保育)を利用することで、就労時間をカバーする時間の利用が可能な場合があります。

## おしえて! 新制度 Q&A

**Q1. 就労していないと、保育施設に預けることはできないのでしょうか？**

A1. 就労以外にも、保護者の疾病・障害・妊娠・出産、親族の介護・看護、就学などで家庭での保育が難しい場合は、保育施設に預けることができます。

**Q2. 家庭保育室はどうなりますか？**

A2. 家庭保育室は、市と契約を結んでいる認可外保育施設です。来年度以降は認可保育所への移行や、地域型保育への移行などが考えられます。現在家庭保育室を利用して引き続き利用を希望する場合は、施設を通して3号認定の申請と施設利用の申し込みをしてください。

**Q3. 新制度になると、保育料は上がりますか？**

A3. 新制度では現在の認可保育所の保育料と同様に、世帯の所得に応じて保育料の額が決まります。

現在、施設ごとに保育料を決めている認可外保育施設(家庭保育室など)や幼稚園も、新制度では世帯の所得に応じて市町村が定める保育料を負担することになります。具体的な保育料の額は、国の基準を上限とし、現行の水準とのバランスを考えながら今後決めていきますので、決まり次第お知らせします。なお新制度に移行しない施設については、従来どおり各施設が保育料を決定します。

**Q4. 認定こども園が上尾にできる予定はありますか？**

A4. つつみ幼稚園が平成27年度より幼保連携型認定こども園に移行する予定です。また今後市では、認定こども園への移行を希望する施設への支援を行っていきます。

問い合わせ先

保育所などの申し込みについて 保育課 TEL775-5121・FAX774-5342  
 新制度の概要について 子ども支援課 TEL775-5120・FAX774-5342

●上尾市の子育てサービスの最新情報については、ホームページでお知らせしていきます。

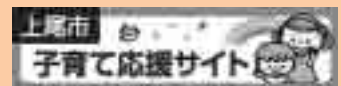
こんな時に 保育所や幼稚園などの入所申請についての情報を知りたい

→上尾市ホームページ内の「保育課」のページ

こんな時に 子育てや出産に関する情報について、さまざまな情報を集めたい

→上尾市子育て応援サイト「ママフレ」

(上尾市ホームページ・トップページのバナーからアクセスできます)



↑このバナーからアクセス!